

# スタートアップ企業支援補助金

## よくあるご質問

令和8年5月27日更新

よくあるご質問について、以下のとおり整理いたしました。

No.	質問	回答	対象補助金		
			創業	加速化	プライム
【交付申請・補助金について】			★	★	★
1	会社の定義はあるか。	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人となります。	★	★	★
2	創業者の定義はあるか。	創業者：令和8年4月1日から令和8年12月31日（補助対象期間の末日）までに開業又は会社を設立する代表者です。	★		
3	第二創業の定義はあるか。	第二創業：既に会社で実施している事業とは別に、新たな製品の製造、新たなサービスの提供などにより、業種転換（※1）又は事業転換（※2）にあたる事業を実施することとなります。 （※1）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める <u>日本標準産業分類に基づく大分類の産業を変更すること</u> （※2）直近決算期における売上高構成比率の最も高い事業が属する、総務省が定める <u>日本標準産業分類に基づく大分類の産業を変更することなく、中分類、小分類又は細分類の産業を変更すること</u>	★		

4	県外に本社を有する事業者の支店等であっても申請可能か。	岐阜県内で本社の法人登記または個人事業主開業届を行う必要があります。	★	★	
5	設立を予定している株式会社の代表取締役が岐阜県外に居住しており、別の取締役が岐阜県に居住している場合は補助対象となるのか。なお、活動拠点は岐阜県内である。	本事業の代表者が県内に居住していること、あるいは令和8年12月31日までに県内に転居することが条件となります。	★		
6	社内で新規事業をする場合も申し込めるのか。	第二創業で今回の申請の対象事業の要件に該当する場合は、申請可能です。	★		
7	第二創業は、会社内の事業部でもよいのか、又は、新会社を設立する必要があるのか。	新会社設立は必須要件ではありません。第二創業の場合、Society 5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業を実施する必要があります。	★		
8	Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での起業等とは、具体的にどのような事例を指すのか。	未来技術を活用した新たな社会システムづくり等に関連する起業等であれば、特段分野等の制限はありません。	★		
9	一般社団法人や一般財団法人の設立は対象になるのか。	対象となりません。	★	★	★
10	昨年度採択を受けた者が、継続して申請することは可能か。	同一内容での申請はできません。 ただし、ぎふプライムスタートアップ補助金についてはこの限りではありません。	★	★	★
11	地域の課題解決に資する事業とはどういったものか。	地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連等、様々な地域課題の解決に資する事業です。	★		

1 2	他の補助金と併せて交付されることは可能か。	補助対象期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人、国立研究開発法人を含む）又は県の他の補助金、助成金の交付を受けていない、又は受けることが決まっていない場合に限り、可とします。ただし、市町村の補助金については、同一経費の利用でない場合に限り、重複利用が可能な場合がありますので、別途ご確認ください。	★	★	★
1 3	国などの補助金との重複について、同一事業計画でなければ、同時期に国から補助金の交付を受けても問題ないか。	本補助事業について、同一事業計画の場合は対象となりませんが、事業計画が別の場合は対象となります。申請予定の国の補助金についての取扱いは、国へご確認ください。	★	★	★
1 4	他の助成金を受けてはならないとあったが、ビジネスプランコンテスト等の賞金は事業資金は含まれないという理解で良いか。	ビジネスプランコンテスト等の賞金と補助金は資金の性格上異なるので補助金には影響しません。	★	★	★
1 5	補助対象の要項には事業売上の文言がないが、「ある一定期間内に一定の事業売上を得なければならない」といったような基準があるのか。	一定の事業売り上げを得なくてはならないという基準はありませんが、売上・利益計画の妥当性・信頼性は、事業の継続性の観点から、審査の評価基準となっています。	★	★	★
1 6	費用を変更する場合、事前に何か手続きは必要か。	経費の用途を変更しようとするとき（ただし、20パーセント以内の流用増減を除く。）は、補助対象事業変更承認申請書により、事務局の事前承認が必要となりますので、ご相談ください。ただ何度も変更ができるものでもございませんので、申請時にある程度精査して記入してください。なお、全体の交付決定額を増額することはできません。	★	★	★

17	予め計上していない経費費目を変更申請で計上することはできるか。	原則、できません(経費費目の計上間違い等一部例外あり)。申請時に精査していただき、生じる可能性のある経費費目については予め計上してください。	★	★	★
18	事業を進めていくうえで、届出時の事業スキームが変更されることも考えられる。その場合、変更の届出等の手続きは必要か。	事業内容の変更も変更届の提出が必要になります。	★	★	★
<b>【対象経費について】</b>			創業	加速化	プライム
19	店舗に設置する看板の製作費は対象になるのか。	外装・内装工事や看板製作費は対象となりません。	★	★	★
20	事業上必要な外部サービスについて、月額払いか年額払いかを選べる場合、年額払いは支給対象外となるのか。	事業内容を確認し、対象の可否は個別に判断させていただきます。場合によっては全て対象外となる可能性がありますので、可能な限り月額払いにしていた方が良いかと思われます。 なお、交付決定日から令和8年12月31日までの補助対象期間の経費を対象としているため、年額払いの場合でも事業期間内に支払いを完了した経費のみが対象となります。	★	★	★
21	設備等を申請する場合の記載については〇〇円一式で良いのか。	申請書の記入段階ではそのような記載で良いですが、支払い時はエビデンスとして明細の提出が必要になります。補助対象外の経費があればその分は支給から除外になるので事前に外していただくのが望ましいです。	★	★	★
22	申請時の金額はあくまで概算で良いか。見積などまだ取れていなくても予定で良いか。	申請時点では10万円(税込)未満の経費については、積算根拠は不要です。 一方、10万円を超える経費については、概算で構いませんので、見積書を取得して下さい。	★	★	★

		尚、交付決定後に決定額を増額することはできませんので、金額を精査した上で、ご申請ください。			
2 3	スタートアップ等創業支援補助金については、開業届の提出日が令和8年4月1日より1日でも前だと対象にならないのか。	対象になりません。	★		
2 4	「外注」と「委託」の違いをどのように定義しているか。	外注は、補助対象事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる契約を想定しております。業務の完遂が義務であり、その結果に対する報酬を前提とした契約形態となります。一方、委託は事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）する契約です。営業代行やコンサルティング業務といった結果ではなく、役務の提供そのものに対して対価が支払われる契約形態を想定しています。	★	★	★
2 5	交付決定前に契約した経費で、完了および支払いが交付決定後かつ交付対象期間内であった場合は、対象になるのか。	交付決定日以降、補助対象期間内の契約・発注により発生した経費、補助対象期間内に支払をした経費が対象となるため、対象になりません。ただし、店舗等借料等については一部例外もございますので、公募要領をご確認ください。	★	★	★
2 6	コンソーシアムが主催するイベントに参加する際の旅費は対象になるのか。	「事務局からの依頼」により、「登壇いただく場合」に限り旅費を対象とさせていただきます。 尚、宿泊については別途ご相談ください。	★	★	★
2 7	車両についてはリース・レンタルが対象と記載があるが、PCのリースは対象とらないのか。	汎用性が高く、使用目的が補助対象事業に限定できないものは対象外となります。PCについても、補助対象事業に限定して使用していることを客観的に証明することは難しいと考えています。	★	★	★
【申請書提出について】			創業	加速化	プライム

28	一度申請書を提出したあとに出し直しは可能か。	公募期間中であれば事前確認が可能ですが、受付完了後に申請書を修正することはできません。	★	★	★
29	提出書類に不備があった場合、事務局から連絡をもらえるのか。	事前確認の際などにお伝えいたしますが、受付後の書類や最終日に到着する郵送分については、公募期間内にご連絡ができない場合がございます。	★	★	★
30	申請書の書き方についてひな型はあるか。	ありません。 ただし、申請書のブラッシュアップについては伴走支援いたします。 窓口支援担当 TEL (058) 277-1080 まで	★	★	★
31	住民税、県民税を直近で納付したばかりで、証明書が間に合わない場合どうしたらよいか。	納税義務を果たしていることの誓約書（任意様式）をご提出いただき、証明書が発行された段階で遅滞なく、ご提出をお願い致します。なお、証明書の提出がなされなかった場合、採択を取消す場合がございますので、ご留意ください。	★	★	★
32	納税義務がない場合はどのようにしたらよいか。	非課税証明書等の納税義務がないことが確認できる証明書が発行可能かご確認ください。	★	★	★
<b>【審査会について】</b>			<b>創業</b>	<b>加速化</b>	<b>プライム</b>
33	審査会はいつか。	書面審査を通過された方を対象に下記の日程を予定しております。 創業・加速化 令和8年7月30日（木） 午後	★	★	★
34	審査会場はどこか。	OKB ふれあい会館内（岐阜市藪田南5-14-53）にて開催します。	★	★	★
35	審査会はプレゼン形式か。	審査委員の前で5分程度の事業内容に関するプレゼンと質疑応答を行っていただきます。 プレゼン資料の作成は必須ではありませんが、書面審査の通過通	★	★	★

		知から審査会までの期間が短いため、予めご了承ください。			
36	交付される事業者は何件か。	創業等支援補助金：9件 事業加速化補助金：3件 を想定しておりますが、審査結果により変動いたします。	★	★	★
37	倍率は教えてもらえるか。	過去実績では3～4倍となります。(プライムを除く)	★	★	
<b>【採択後について】</b>			<b>創業</b>	<b>加速化</b>	<b>プライム</b>
38	交付申請とはなにか。	補助事業は交付決定日以降に発生した経費が対象となります。 採択通知を受け取られた後、速やかに交付申請を行ってください。	★	★	★
39	採択を受けた場合、スタートアップ補助金に採択されたことを公表してよいか。	問題ございません。 ただし、表記についてはご相談ください。	★	★	★
40	成果報告会とはなにか。	補助事業終了後から令和9年3月31日までに開催予定の、コンソーシアム会員や県内企業等に補助事業の成果を発表することを目的とした報告会のことです。詳細は改めてお伝えいたします。	★	★	★
<b>【伴走支援について】</b>			<b>創業</b>	<b>加速化</b>	<b>プライム</b>
41	どのような支援を受けられるのか。	事業計画、資金調達、商品開発、販路拡大、採用、社会保険等について支援します。ただし書類の作成代行はできません。	★	★	★
42	コンシェルジュとはなにか。	スタートアップ事情に精通したスタートアップ専門の相談窓口であり、事業計画のブラッシュアップや、事業会社とのマッチング等の相談が可能です。	★	★	★

上記以外のご質問については下記の宛先までご連絡ください。

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

産業振興部 創業支援課 担当：田中・小椋・鳥澤

TEL 058-277-1080

Mail [startup@gpc-gifu.or.jp](mailto:startup@gpc-gifu.or.jp)